二十四　指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ　看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ロ　医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ　看取りに関する職員研修を行っていること。

二十五　指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。）であること。

二十六　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護における指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注6に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であること。

二十七　指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ　夜間対応型訪問介護費(I)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オペレーションセンター（指定地域密着型サービス基準第五条第一項に規定するオペレーションセンターをいう。以下同じ。）を設置していること。

ロ　夜間対応型訪問介護費(II)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間対応型訪問介護費(I)に代えて夜間対応型訪問介護費(II)を算定することができる。

二十八　指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ　認知症対応型通所介護費(i)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1)　単独型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）であること。

(2)　指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ロ　認知症対応型通所介護費(ii)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1)　併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2)　指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ハ　認知症対応型通所介護費(II)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1)　共用型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2)　指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

二十九　指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ　看護職員配置加算(I)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1)　専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2)　通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。

ロ　看護職員配置加算(II)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1)　専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。

(2)　イ(2)に該当するものであること。

ハ　看護職員配置加算(III)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1)　看護職員を常勤換算方法で一名以上配置していること。

(2)　イ(2)に該当するものであること。

三十　指定小規模多機能型居宅介護における看取り連携体制加算に係る施設基準

イ　看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ロ　看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。

三十一　指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ　認知症対応型共同生活介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）を構成する共同生活住居（法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）の数が一であること。

(2)　指定地域密着型サービス基準第九十条に定める従業者の員数を置いていること。

ロ　認知症対応型共同生活介護費(II)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。

(2)　イ(2)に該当するものであること。

ハ　短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が一であること。

(2)　当該指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。

(3)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は一名とすること。

(4)　利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。

(5)　短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。

(6)　イ(2)に該当するものであること。

ニ　短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。

(2)　ハ(2)から(6)までに該当するものであること。